

平成 年 月 日

## 保護者様

保育所（園）名 \_\_\_\_\_

保育所（園）長名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_

### 学校等で予防すべき伝染病と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思います。もしこれが下記の病気ですと、他の児童に伝染する恐れがありますので、学校保健法施行規則により出席停止となります。

なお、病気がなおって登所（園）する場合は、医師の証明書をいただいて保育所（園）へ提出してください。

### 〈登所（園）停止期間の基準〉

| 学校等で予防すべき伝染病 |   | 登所（園）停止期間の基準   |
|--------------|---|--|
| 第一種          | エボラ出血熱、クルミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス | 治癒するまで   |
| 第二種          | インフルエンザ<br>百日咳<br>麻疹<br>流行性耳下腺炎<br>風疹<br>水痘<br>咽頭結膜炎<br>結核            | 解熱した後2日を経過するまで<br>特有の咳が消失するまで<br>解熱した後3日を経過するまで<br>耳下腺の腫脹が消失するまで<br>発疹が消失するまで<br>すべての発疹が痂皮化するまで<br>主要症状が消退した後2日を経過するまで<br>伝染のおそれなくなるまで |
| 第三種          | 腸管出血性大腸菌感染症<br>流行性角結膜炎<br>急性出血性結膜炎                                    | 伝染のおそれなくなるまで   |

\*注 上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

\*注 手足口病・伝染性紅斑(りんご病)及び溶連菌感染症は、出席停止扱いにはなりません。

主治医様

ご多忙中おそれいりますが、下記証明書は登所（園）可能になりましたら、ご記入のうえ保護者へお渡してください。

----- 〈 きりとりせん 〉 -----

## 証 明 書

保育所（園）長 様

氏 名

（ 平成 年 月 日生）

病 名 「 」

上記の者は 月 日より登所（園）停止となっていましたが、他に伝染のおそれがなくなりましたので、 月 日から登所（園）してよいと考えます。

備考

---

---

---

平成 年 月 日

医師 印